

事務連絡
令和2年10月7日

関東農政局農村振興部長
東海農政局農村振興部長
近畿農政局農村振興部長
中国四国農政局農村振興部長

} 殿

農村振興局整備部防災課長

台風第14号接近に伴う事前点検及び被災箇所における応急対策の実施について

気象庁が発表した情報によると、台風第14号は、8日には強い勢力で大東島地方へ接近し、その後進路を次第に北より、東よりへ変え、9日以降は奄美地方から西日本へ、11日には東日本へ接近するおそれがあり、大雨、強風及び高潮等による農地・農業用施設等の被害が予想されるところである。

については、台風情報に十分注意の上、農地・農業用施設等の事前点検、台風通過後の被災調査等について、下記に留意して万全の措置を講じられたい。

なお、貴局管内の県へ周知するとともに、県を通じて関係市町村及びため池等の施設管理者へ周知されるよう依頼方よろしくお願ひする。

記

1 常に気象情報に注意し、大雨が予想される地域においては、農地・農業用施設等の災害を防止又は被害を軽減するため、事前に巡視及び点検に努めること。

特に、ため池については、災害防止のため貯留水を事前放流（完全落水）するとともに、下流等への被害が予測される場合には、関係集落、消防団等に急報すること。

なお、大雨特別警報が発表された場合には、「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領について」（平成30年7月2日付け30農振第1228号防災課長通知）に基づき、緊急点検等の実施体制を確立し、解除後、身の安全確保に最大限注意を払い一つ、速やかに実施すること。

2 被災調査（施設の見回り等）については、人命が最優先であることから、急な降雨や突風、吹き返し等もある台風通過中や通過直後に実施せず、気象状況を考慮し、身の安全が十分に確認できる場合に実施すること。

3 大規模災害が発生した際には、「大規模災害時におけるダム・ため池等被災情報の緊急連絡について」（平成29年10月27日付け事務連絡）に基づき、迅速かつ確実に農村振興局防災課防災・減災対策室及び災害対策室まで報告を行うこと。

4 農地・農業用施設等の被害に関する初期情報収集、被災調査及び応急対策、災害復旧等の技術支援が必要な場合には、農業農村災害緊急派遣隊（通称 MAF F - SAT）による緊急派遣調査を実施する等、早期復旧に向けた支援を行うこと。

5 被災を受けた農地・農業用施設等の二次災害を防止するため、緊急に対策を要する箇所については、災害復旧事業の査定前着工（応急仮工事、応急本工事）を積極的に活用するなど、万全の措置を講ずること。